

# 令和7年4月1日から

## 入院時の食費の負担額が変わり、 新たに食材費の負担が追加されます

令和7年4月1日から、入院時の食事代について健康保険法等の規定に基づき、食事負担額が変更になります。新たに食材費相当額のご負担をいただくこととなりました。

〔入院時1食あたりの負担額〕

区分		令和7年 3月31日まで	令和7年 4月1日から
①	一般の方	490円	510円
②	住民税非課税 の世帯に属する方 (適用区分Ⅱ)	230円 ※90日以降180円	240円 ※90日以降190円
③	②のうち、所得が 一定基準に 満たない方 (適用区分Ⅰ)	110円	110円

※ ②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を被保険者証等に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合）までお問い合わせください。